

厚岸町障がい福祉計画

【第2期】



平成21年3月

厚 岸 町

目 次

第1章 計画の概要 P 1～4

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の基本的理念	2
第3節	計画の性格・位置づけ	3
(1)	計画の性格・位置づけ	3
(2)	「障がい者」の定義及び表記について	3
第4節	計画の期間	4
第5節	計画の策定体制	4

第2章 障がい者等の状況 P 5～7

第1節	厚岸町の人口構造の状況	5
第2節	障がい者等の状況	5
(1)	障がい者の数	5
(2)	障害程度区分の状況	7
(3)	発達障がい	7

第3章 障害福祉サービス等の見込み P 8～27

第1節	サービス見込量の考え方	8
第2節	地域生活への移行	9
(1)	施設入所者の地域生活への移行	9
(2)	入院中の精神障がい者の地域生活への移行	10
(3)	福祉施設利用者の一般就労への移行	11
第3節	障害福祉サービスの種類ごとの見込量	12
(1)	障害福祉サービスの計画達成状況	12
(2)	訪問系サービス	13
(3)	日中活動系サービス	14
(4)	居住系サービス	20
(5)	相談支援	21
第4節	地域生活支援事業のサービス種類ごとの見込量	22
(1)	地域生活支援事業の計画達成状況	22
(2)	相談支援事業	23
(3)	コミュニケーション支援事業	24
(4)	日常生活用具給付等事業	25
(5)	移動支援事業	26
(6)	地域活動支援センター機能強化事業	27
(7)	その他の事業	28

第4章 計画の推進体制 P 30

資料1	厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会名簿	31
資料2	厚岸町障害者自立支援協議会委員名簿	32
資料3	厚岸町障がい福祉計画策定の取り組み経過について	33
資料4	住民、関係団体等からの主な意見・提案	34
資料5	用語の解説	36

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

厚岸町では、総合的かつ長期的な障がい者施策の基本的方向と主要施策を示す、「厚岸町障がい者福祉計画」（計画期間：平成17～21年度）を平成17年3月に策定し、「ノーマライゼーション」の理念のもとに障がいのある人が地域の中で「共に暮らせる社会」の実現に向けたまちづくりを推進してきました。

また、平成19年3月に障害者自立支援法の施行を受け策定した「厚岸町障がい福祉計画（第1期）」（計画期間：平成18～20年度。以下「第1期計画」という。）では、「第4期厚岸町総合計画」及び「厚岸町障がい者福祉計画」との整合性を保ちながら、障害者自立支援法の基本的な視点に基づいて、必要な障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図ることを目的に必要なサービス量を見込み、これを確保するための方策を示す計画となっています。

第1期計画では、国及び北海道の定めた基本的な指針に基づき、障がい者の生活支援の基盤整備に関する部分について、各年度におけるサービス量等を見込み、現行の施設・事業が新体制への移行を完了する平成23年度に向けて目標値を設定し、必要なサービスが必要とするすべての障がい者に提供される体制づくりに努めてきました。

第1期計画の計画期間を終える平成20年度を迎え、第1期計画を見直し、新たに第2期計画を策定する必要があることから、第1期計画の進捗状況等の分析・評価を行い、引き続き取り組むべき課題や新たな課題について整理し、より適切なサービス提供体制の確保に向けた取り組みを進めるため、現行の「第4期厚岸町総合計画」、そして平成21年度に策定される「第5期厚岸町総合計画」及び「厚岸町障がい者福祉計画」との整合性を保ちながら、平成23年度を目標とした「厚岸町障がい福祉計画（第2期）」を策定するものです。

第2節 計画の基本的理念

障害者自立支援法の趣旨にのっとり、また、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、この計画においては第1期計画に掲げた次の3点を基本的理念として引き継ぎ、その推進を図ります。

① 障がい者の自己選択と自己決定の尊重

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの種別や程度を問わず、障がい者一人ひとりの自己選択、自己決定が尊重され、自立と社会参加の実現を図れるよう支援します。

② 三障がいの制度の一元化

これまでの身体障がい、知的障がい、精神障がいのそれぞれ障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、格差のないサービスの提供を目指します。

③ 地域生活移行や就労支援等に対応したサービス提供基盤の整備

障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービスの提供基盤を整備するとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するために、ボランティアやNPO法人、住民団体等の地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備に努めます。

第3節 計画の性格・位置づけ

(1) 計画の性格・位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、厚岸町が作成するもので、当町において、障害者基本法に基づき制定している「厚岸町障がい者福祉計画」（平成17～21年度）の方向性を踏まえ、その実施計画として位置づけるものとします。

障害者自立支援法 抜粋

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

●障害者計画と障害福祉計画について

「障害者計画」は、障害者基本法に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中・長期の計画であるのに対して、「障害福祉計画」は、障害者自立支援法に基づき、3年を一期として定める障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画です。

(2) 「障がい者」の定義及び表記について

この計画における障がい者とは、「障害者自立支援法」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」及び「児童福祉法」によるものとします。

なお、「障がい者」の表記について、法律名や団体名等の固有名詞については「障害者」とし、それ以外については「障がい者」と表記しています。

第4節 計画の期間

この計画の期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間（第2期計画期間）とします。

このため、平成23年度末までに第2期計画に係る必要な見直しを行い、平成24年度から平成26年度までの第3期計画を作成する予定です。



第5節 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療・福祉関係団体等で構成する、「厚岸町障害者自立支援協議会」において内容を検討したほか、一般住民等から広く意見等を募集するパブリックコメントの実施とそれに併せて町内の関係団体・事業者等からの意見聴取の機会を設けました。

それらにより出された意見等をまとめた計画案を、保健医療関係者、福祉関係団体、行政関係者等で構成する、「厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会」において報告しました。

第2章 障がい者等の状況

第1節 厚岸町の人口構造の状況

当町における人口は、平成16年から平成20年の4年間で953人減少しています。0歳から14歳までの人口は、平成16年1,689人、平成20年1,387人と大きく減少していますが、65歳以上の高齢者人口は、平成16年2,912人、平成20年3,087人と増加し、高齢者比率も24.03%から27.65%となり、急速に少子・高齢化が進み、4人に1人以上が高齢者という状況になっています。

厚岸町の人口増減状況（資料：住民基本台帳）

区分	平成16年 9月末現在	平成18年 9月末現在	平成20年 9月末現在	増減率	
				H16~H18	H18~H20
総数	12,117人	11,628人	11,164人	▲4.04%	▲3.99%
0歳～14歳	1,689人	1,524人	1,387人	▲9.77%	▲8.99%
15歳～64歳	7,516人	7,070人	6,690人	▲5.93%	▲5.37%
65歳以上	2,912人	3,034人	3,087人	4.19%	1.75%
高齢者比率	24.03%	26.09%	27.65%	—	—

第2節 障がい者等の状況

（1）障がい者の数

① 身体障害者手帳年度別所持者数（主障がい別）

身体障害者手帳の所持者数は、平成17年からの4年間で14人増加しています。主障がい別に見ると、肢体不自由が増加している他は、ほぼ横ばいとなっています。

主障がい区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
肢体不自由	349人	359人	368人	373人	367人
視覚障がい	32人	31人	31人	28人	27人
聴覚平衡機能障がい	65人	67人	68人	67人	65人
音声言語そしゃく機能障がい	3人	2人	2人	1人	1人
内部障がい	151人	147人	144人	146人	154人
合計	600人	606人	613人	615人	614人

（各年3月末現在 ※平成21年のみ2月末現在）

② 身体障害者手帳年度別所持者数（等級別）

身体障害者手帳の所持者を障がい等級別に見ると、重度の1、2級が全体の5割程度を占めている反面、軽度の5、6級は2割未満と少ない状況となっています。

等級	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
1級	182人	189人	185人	188人	183人
2級	119人	115人	120人	111人	108人
3級	73人	76人	76人	82人	85人
4級	127人	128人	139人	141人	147人
5級	43人	44人	42人	42人	39人
6級	56人	54人	51人	51人	52人
合計	600人	606人	613人	615人	614人

（各年3月末現在 ※平成21年のみ2月末現在）

③ 療育手帳年度別所持者数

療育手帳所持者数は、平成17年からの4年間で7人の増加となっています。

障がい程度	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
A（最重度、重度）	31人	32人	33人	34人	34人
B（中度、軽度）	37人	40人	41人	42人	41人
合計	68人	72人	74人	76人	75人

（各年3月末現在 ※平成21年のみ2月末現在）

④ 精神障害者保健福祉手帳年度別所持者数（有効期限切れは除いています。）

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、近年増加傾向にあり、今後も増加していくことが見込まれます。

精神障害者 保健福祉手帳 所持者数	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
	18人	20人	25人	27人	29人

（各年3月末現在 ※平成21年のみ2月末現在）

(2) 障害程度区分の状況

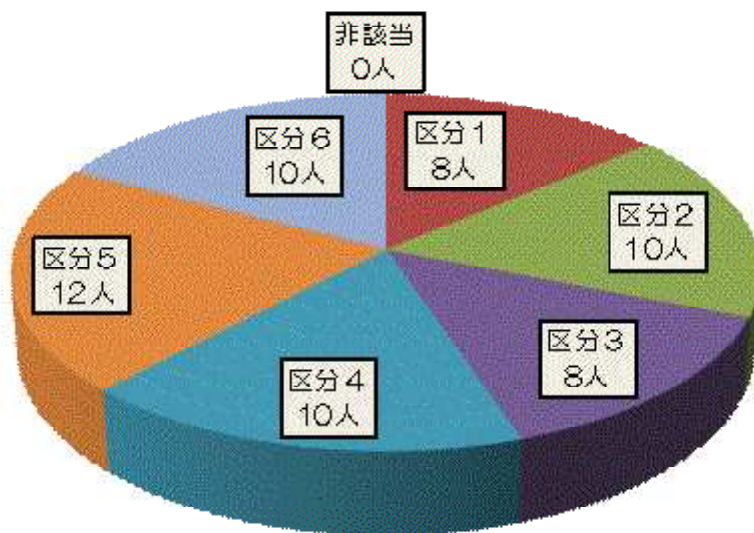
障害者自立支援法の施行により、介護給付費の支給を申請された人について「厚岸町障害程度区分等審査会」による審査判定を行っています。

今後も、新規利用や更新の人、現在は旧法による施設支援を受けている人も、利用施設が新体系事業に移行する際には、円滑な障害程度区分の審査判定を行えるよう努めていきます。

障がい区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
全 体	0人	8人	10人	8人	10人	12人	10人	58人
身体障がい	0人	4人	3人	3人	2人	3人	9人	24人
知的障がい	0人	3人	3人	5人	7人	9人	1人	28人
精神障がい	0人	1人	4人	0人	1人	0人	0人	6人

(平成21年2月末現在)

※障がい区分が重複する人については、主たる障がいにより分類しています。



(3) 発達障がい

平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達に障がいのある人についても、国や地方公共団体が支援を行う責務が定められましたが、対象者数を含めその実態を完全に把握することはいまだ困難な状況にあります。

今後も、発達障がいのある人又はその疑いがある人に対して、継続的な相談等の適切な支援を行い、その実態の把握に努めます。

第3章 障害福祉サービス等の見込み

第1節 サービス見込量の考え方

この計画では、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、必要な障害福祉サービス等の見込量を設定していますが、基本的な考え方は第1期計画と同様です。なお、現時点で目標の見込量に達しているなどの理由で上方修正が必要なサービスについては、見込量の上方修正を行っています。

サービス種別		見込量の考え方
訪問系	居宅介護	平成17年度のホームヘルプサービス延利用者数に、新規利用者の伸び分を加え平均利用時間を乗じたものを見込量としています。 ※重度訪問介護については、平成18～20年度の利用実績が既に目標値を超えていることから、この間の利用者数の増加状況を勘案し、見込量の上方修正を行っています。
	重度訪問介護	
	行動援護	
	重度障害者等包括支援	
日中活動系	生活介護	現在の施設利用者のうち、障害程度区分3以上（入所は区分4以上）、50歳以上の区分2以上（入所は区分3以上）の見込数を基にして、施設利用者のニーズ、近年の伸び分、小規模作業所の利用者等のうち、新たに生活介護の対象者と見込まれる者を勘案して算出された利用人員に、平均利用日数（22日）を乗じたものを見込量としています。
	自立訓練（機能訓練）	現在の身体障害者更生施設利用者数を基にして、入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して算出された利用人員に、平均利用日数（22日）を乗じたものを見込量としています。
	自立訓練（生活訓練）	平成21年度から町内にサービス提供事業者が確保される予定であり、利用者数の増加が見込まれることから、当該事業者の利用見込を勘案し、見込量の上方修正を行っています。
	就労移行支援	平成18～20年度の利用実績が既に目標値を超えていることから、この間の利用者数の増加状況を勘案し、見込量の上方修正を行っています。
	就労継続支援（A型）	日中活動系サービス全体の見込量から、就労継続支援以外の介護給付等の対象者と見込まれる者の数を除いた数のうち、就労継続支援（A型）の対象として適切と見込まれる数を勘案して算出した利用人員に、平均利用日数（22日）を乗じたものを見込量としています。
	就労継続支援（B型）	平成18～20年度の利用実績が既に目標値を超えていることから、この間の利用者数の増加状況を勘案し、見込量の上方修正を行っています。
	療養介護	道内に利用施設が少ないことと、サービスの対象とされる人が限定されるため、この計画では見込まないこととしています。
	児童デイサービス	平成18～20年度の利用実績が既に目標値を超えていることから、この間の利用者数の増加状況を勘案し、見込量の上方修正を行っています。
居住系	短期入所	現在の短期入所利用者数を基にして、利用者数の伸び等を勘案して算出した利用人員に平均利用日数（他の個別給付や地域生活支援事業に移行する宿泊を伴わない短期入所を除いた利用状況を基に設定）を乗じた者を見込量としています。
	共同生活援助・共同生活介護	現在の利用者数を基にして、近年の利用者数の伸び、新規サービス利用が見込まれる者の数を勘案して算出した利用人員を見込量としています。
相談支援	施設入所支援	現在の入所者数を基にして、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった本当に必要と判断される者を加えた数を基に算出した利用人員を見込量としています。
	相談支援	在宅のサービス利用計画作成者数を見込むものであり、施設入所支援等を除く障害福祉サービス対象者の1割程度を見込量としています。
地域生活支援系	相談支援事業	事業の実施見込み箇所数
	コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能又は音声機能の障害のために意思疎通を図ることに支障のある障がい者等の利用人数を見込量としています。
	日常生活用具給付等事業	現在の利用件数及びニーズ等を勘案して、日常生活用具の種類ごとの給付等件数を見込量としています。 ※排泄管理支援用具の計上件数を改めるとともに、見込量の上方修正を行っています。
	移動支援事業	現在の外出支援サービス利用者数に新規サービス利用者分を考慮して見込量としています。
	地域活動支援センター	地域活動支援センターの基礎的事業の実施見込み箇所数、利用見込者数を現在の実利用者数及びニーズ等を勘案して見込量としています。
日中一時支援事業	平成17年度の障害児タイムケア事業の実利用人数を基に、児童デイサービス事業及び短期入所からの移行等を勘案して利用者の伸びを見込量としています。	

第2節 地域生活への移行

(1) 施設入所者の地域生活への移行

●現状と課題

現在、平成23年度までの経過措置による旧法の入所施設が障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行を進めているところであり、それにより徐々に施設入所者の地域生活への移行が進んでいます。しかし、地域における居住の場として重要な役割と担うグループホーム・ケアホームが、町内には平成21年2月末現在1か所（定員4人）のみであり、入所施設から退所してきた人を受け入れていくためには施設的に不足している状況です。

今後、更に地域生活への移行を進めるためには、これら居住の場の整備に努めるとともに、日中活動の場の整備や地域の障がいに対する理解を深めていく必要があります。

●目標と取り組み

北海道の目指す方向では、「現時点の施設入所者数の2割以上が地域生活へ移行すること」とされています。これを踏まえ当町においては、現時点（平成17年度時点）の施設入所者数から平成23年度までに5人の地域移行を目標としています。

地域生活への移行にあたって必要な居住の場の整備については、国や北海道の制度を最大限に活用し、グループホーム・ケアホームの整備を検討していくほか、公営住宅や使われていない住居の利用など、様々な形態での居住環境の整備に努めます。

また、地域生活への移行は本人の意思・希望を一番に考え、家族や施設、相談支援事業者、近隣市町村も含めたサービス提供事業者等の関係機関と連携して情報を共有し、理解と協力を得ながら、相談支援や日中活動の場の充実、啓発・広報活動を行い、地域での障がいに対する理解を深めるなど、安心して生活できる地域づくりに努めます。

項目	数値	考え方
現時点の施設入所者数（A）	25人	平成17年10月1日現在の人数
平成23年度の施設入所者数（B）	22人	平成23年度の入所者見込数
削減見込目標値	3人 (12%)	(A) - (B) の差引減少見込数
地域移行目標値	5人	削減見込目標値を含め、施設入所からGH・CH等へ移行する者の見込数

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

●現状と課題

北海道が行った北海道在院患者調査の結果、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者数は、当町において3人となっています。

徐々に地域生活への移行が進んでいますが、施設入所者と同様、地域における居住の場として重要な役割と担うグループホーム・ケアホームが、町内には平成21年2月末現在1か所（定員4人）のみであり、医療機関から退院してきた人を受け入れていくためには施設的に不足している状況です。

今後、更に地域生活への移行を進めるためには、これら居住の場の整備に努めるとともに、日中活動の場の整備や地域の障がいに対する理解を深めていく必要があります。

●目標と取り組み

地域生活への移行にあたって必要な居住の場の整備については、国や北海道の制度を最大限に活用し、グループホーム・ケアホームの整備を検討していくほか、公営住宅や使われていない住居の利用など、様々な形態での居住環境の整備に努めます。

また、地域生活への移行は本人の意思・希望を一番に考え、家族や医療機関、相談支援事業者、近隣市町村も含めたサービス提供事業者等の関係機関と連携して情報を共有し、理解と協力を得ながら、相談支援や日中活動の場の充実、啓発・広報活動を行い、地域での障がいに対する理解を深めるなど、安心して生活できる地域づくりに努めます。

項 目	数 値	考 え 方
現時点の退院可能な精神障がい者数	3人	平成17年調査の退院可能精神障がい者数
減少目標値	3人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す人数

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

●現状と課題

現在、企業等には障がい者の雇用に関して、一定割合（法定雇用率1.8%）の義務雇用制度がとられています。平成20年6月現在の釧路管内の実際の雇用率は1.73%で、法定雇用率には達していないものの、平成18年6月時点の1.52%と比較し、改善が図られている状況となっています。

しかし、本人の就労意欲や能力に合った求人がなかなかないこと、一般企業における受け入れ体制がまだまだ整っていないことなど、一般就労に向けては様々な課題があることから、今後もより一層の支援と企業への働きかけが必要です。

●目標と取り組み

障がい者が就労するために必要な調整・支援を行っている専門機関や現在利用している福祉施設との連携を図るとともに、就労に必要な技術・能力を習得するための支援を行う就労移行支援事業等も積極的に活用していきます。

また、一般企業に対しても、障がい者の雇用促進についての情報提供や広報・啓発活動に努めます。

項 目	数 値	考 え 方
現在の年間一般就労移行者数	0人	平成17年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
平成23年度の年間一般就労移行目標数	1人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の見込数

第3節 障害福祉サービスの種類ごとの見込量

(1) 障害福祉サービスの計画達成状況

当町における障害福祉サービスの平成18～20年度の計画量及び平成18・19年度（各年度3月利用分）の実績量は次のとおりです。

障害福祉サービスの計画達成状況（実績量は各年度3月利用分）							
サービス	単位	計画量			実績量		参考見込量 H23年度
		H18年度	H19年度	H20年度	H18年度	H19年度	
居宅介護	利用時間	247	247	266	120	119	304
	実人員	13	13	14	13	14	16
重度訪問介護	利用時間	0	12	12	140	160	180
	実人員	0	1	1	4	5	6
行動援護	利用時間	0	6	6	0	0	6
	実人員	0	1	1	0	0	1
重度障害者等 包括支援	利用時間	0	0	0	0	0	0
	実人員	0	0	0	0	0	0
生活介護	延人日	44	110	176	23	41	352
	実人員	2	5	8	1	2	16
自立訓練 (機能訓練)	延人日	0	0	0	0	0	0
	実人員	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	延人日	0	0	22	15	0	132
	実人員	0	0	1	1	0	5
就労移行支援	延人日	0	22	22	0	23	88
	実人員	0	1	1	0	1	4
就労継続支援 (A型)	延人日	0	0	0	0	0	22
	実人員	0	0	0	0	0	1
就労継続支援 (B型)	延人日	22	22	66	108	143	264
	実人員	1	1	3	6	8	12
療養介護	延人日	0	0	0	0	0	0
	実人員	0	0	0	0	0	0
児童 デイサービス	延人日	116	123	130	109	102	151
	実人員	17	18	19	17	19	22
短期入所	延人日	1	2	4	0	0	10
	実人員	1	1	2	0	0	5
共同生活援助 (グループホーム) ・ 共同生活介護 (ケアホーム)	実人員	6	7	9	5	4	14
施設入所支援	実人員	3	8	10	1	1	22
旧法施設支援	実人員	22	18	14	26	27	0

(2) 訪問系サービス

- 居宅介護：障がいのある人の自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の家事援助等を行います。
- 重度訪問介護：重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人の自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の介護、外出時の支援等を総合的に行います。
- 行動援護：知的や精神の障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の支援や、行動の際の危険を回避するために援護等を行います。
- 重度障害者等包括支援：介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等の複数の必要な障害福祉サービスを組み合わせて包括的に行います。

●現状と課題

現在、居宅介護及び重度訪問介護のサービス提供事業者は町内に2か所あり、現状では利用者のニーズに対応したサービス提供が行えているといえますが、家庭環境や生活環境の変化、在宅の重度障がい者の増加などにより、今後、更にニーズの増大・多様化が考えられ、ニーズに合った提供基盤の確保が必要です。

また、町内には行動援護及び重度障害者等包括支援のサービス提供事業者がなく、これらのサービスについてもニーズを探りながら、必要に応じて実施の検討をしていくことが必要です。

●目標と取り組み

今後、一層の増加が見込まれる各訪問系サービスについて、サービス提供事業者と連携を図りながら、ホームヘルパーの確保や養成、資質の向上に努めるなど、より適切なサービスが提供される体制づくりに努めるとともに、サービスの周知にも努めます。

また、介護保険制度の対象となる障がい者については、障害福祉サービスと介護保険サービスの利用調整が円滑かつ適切に行われるよう努めます。

(単位：時間分)

区 分	平成20年度 (1月実績)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護(ホームヘルプ)	99	285	304	304
重度訪問介護	44	150	180	180
行動援護	0	6	6	6
重度障害者等包括支援	0	0	0	0

(3) 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、主に日中、施設等で入浴、排泄、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

●現状と課題

現在、平成23年度までの経過措置による町外の旧法施設に入所・通所している人が主な利用者として見込まれますが、町内には生活介護のサービス提供事業者がなく、町内での生活を希望する人がサービスを利用できない状況であることから、ニーズを探りながら、町内や近隣市町村の事業者と連携し、サービス提供事業者の確保に向けた取り組みを行っていかねばなりません。

●目標と取り組み

町外の旧法施設の新体系への移行を促すとともに、町内及び近隣市町村の事業者と連携し、事業展開に向けた支援を行うことによりサービス提供事業者の確保に努めます。

(単位：人日分)

区 分	平成20年度 (1月実績)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	121	286	308	352

※単位の人日分とは、(月間の利用人員) × (1人1月当たりの平均利用日数(22日))
によって求められた数です。

② 自立訓練

自立した日常生活・社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

●現状と課題

現在、平成23年度までの経過措置による町外の旧法施設に入所・通所している人や長期入院し退院可能な精神障がい者、養護学校の卒業生等が主な利用者として見込まれます。

これまで町内には自立訓練のサービス提供事業者がありませんでしたが、平成21年度から生活訓練のサービス提供事業者が1か所指定される予定であり、今後は町内でもサービスの利用が可能になりますが、機能訓練のサービス提供事業者はないことから、引き続きニーズを探りながら、町内や近隣市町村の事業者と連携し、サービス提供事業者の確保に向けた取り組みを行っていく必要があります。

●目標と取り組み

町外の旧法施設の新体系への移行を促すとともに、町内及び近隣市町村の事業者と連携し、事業展開に向けた支援を行うことによりサービス提供事業者の確保に努めます。

また、町内において平成21年度から新たに指定を受けたサービス提供事業者に対する支援や、サービスの周知に努めます。

(単位：人日分)

区 分	平成20年度 (1月実績)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	0	88	110	132

※単位の人日分とは、(月間の利用人員) × (1人1月当たりの平均利用日数(22日))
によって求められた数です。

③ 就労移行支援・就労継続支援

- 就労移行支援：一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行います。
- 就労継続支援（A型）：一般企業への就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。（事業者と雇用契約を結びます。）
- 就労継続支援（B型）：一般企業への就労や就労継続支援（A型）での支援が困難な人に、生産活動等の機会を提供することで、作業能力や知識の向上のための訓練や支援を行います。（事業者と雇用契約は結びません。）

●現状と課題

現在、平成23年度までの経過措置による町外の旧法施設に入所・通所している人や長期入院し退院可能な精神障がい者、養護学校の卒業生、在宅で生活している障がい者等が主な利用者として見込まれます。

町内には就労継続支援（B型）のサービス提供事業者が1か所あり、サービスの利用者も増加していますが、他のサービス提供事業者が町内にはなく、町外の事業者まで通わなければならない状況であることから、引き続きニーズを探りながら、町内や近隣市町村の事業者と連携し、サービス提供事業者の確保に向けた取り組みを行っていく必要があります。

●目標と取り組み

町外の旧法施設の新体系への移行を促すとともに、町内及び近隣市町村の事業者と連携し、事業展開に向けた支援を行うことによりサービス提供事業者の確保に努めます。

また、障がい者の一般就労に向けて、ハローワーク等の関係機関や一般企業との連携に努めるとともに、サービスの周知にも努めます。

（単位：人日分）

区 分	平成20年度 （1月実績）	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労移行支援	40	44	66	88
就労継続支援（A型）	16	22	22	22
就労継続支援（B型）	191	220	242	264

※単位の人日分とは、（月間の利用人員）×（1人1月当たりの平均利用日数（22日））によって求められた数です。

④ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、指定された医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活のお世話等を行います。

●現状と課題

療養介護の対象者は、進行性筋萎縮症等により常時介護と医療的ケアが必要な重度障がいの人であり、現在当町では対象者はおりません。

また、北海道内で利用できる病床を有する医療機関については、八雲町と旭川市の2か所のみとなっています。

現在、対象者がおらず、サービスの提供が可能な医療機関との連携も行っておりませんが、今後対象者が発生した場合には、サービスが円滑に利用できるよう体制を整えておく必要があります。

●目標と取り組み

対象者が発生した場合には円滑なサービス利用ができるよう、北海道内のサービスの提供が可能な医療機関との連携を図っていきます。

(単位：人分)

区 分	平成20年度 (1月実績)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
療養介護	0	0	0	0

⑤ 児童デイサービス

障がいや発達に遅れのある児童に、施設に通っての日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

●現状と課題

現在、町内では、児童デイサービスのサービス提供事業者が1か所あり、障がいの早期療育の場として、重要な役割を果たしていることから、今後も継続したサービス提供が必要です。

●目標と取り組み

障がいの早期発見・早期療育のためにサービスの利用に結びつける機会として保健指導の充実を図るとともに、サービスに関する適切な情報の提供に努めます。

(単位：人日分)

区 分	平成20年度 (1月実績)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
児童デイサービス	82	137	144	151

※単位の人日分とは、(月間の利用人員)×(1人1月当たりの平均利用日数(約6.82日))によって求められた数です。

⑥ 短期入所（ショートステイ）

普段、在宅で障がい者等を介護している人が、急な病気や旅行等によって介護ができなくなった場合に、施設等で障がい者等を一時的に預かり介護を行います。

●現状と課題

現在、町内にはサービス提供事業者が1か所ありますが、これまで利用実績はありません。これはサービスの周知不足が原因の一つだと考えられますので、今後は、サービスの周知に努めていく必要があります。

また、障がい児を対象としたサービス提供事業者は町内にはなく、町外の事業者を利用しなければならない状況であることから、町内や近隣市町村の事業者と連携し、サービス提供事業者の確保に向けた取り組みを行っていく必要があります。

●目標と取り組み

今後は、広報活動等によりサービスの周知に努めるとともに、町内及び近隣市町村の事業者と連携し、事業展開に向けた支援を行うことによりサービス提供事業者の確保に努めます。

（単位：人日分）

区 分	平成20年度 （1月実績）	平成21年度	平成22年度	平成23年度
短期入所	2	6	8	10

※単位の人日分とは、（月間の利用人員）×（1人1月当たりの平均利用日数（2日））
によって求められた数です。

(4) 居住系サービス

- 共同生活援助（グループホーム）：地域の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において、数人の知的障がい者、精神障がい者等が共同で生活するもので、食事の提供、相談その他の日常生活上の支援を行います。
- 共同生活介護（ケアホーム）：地域の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において、数人の知的障がい者、精神障がい者等が共同で生活するもので、入浴、排泄、食事の介護等の支援を行います。
- 施設入所支援：施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事等の介護等を行います。

●現状と課題

現在、町内にある居住系サービスの提供事業者は、グループホーム・ケアホームが1か所（定員4人）のみであり、今後、入所施設や医療機関を退所・退院し、地域生活へ移行してくる人を受け入れるには不十分な状況です。

地域での居住の場として、グループホーム・ケアホームは重要な役割を担うことから、引き続き町内や近隣市町村の事業者と連携し、サービス提供事業者の確保に向けた取り組みを行っていく必要があります。

●目標と取り組み

町外の旧法施設の新体系への移行を促すとともに、町内及び近隣市町村の事業者と連携し、事業展開に向けた支援を行うことによりサービス提供事業者の確保に努めます。

また、地域の資源を活用したり、国や北海道の制度を活用するなどし、グループホーム・ケアホームを確保する取り組みを検討していきます。

（単位：人分）

区 分	平成20年度 （1月実績）	平成21年度	平成22年度	平成23年度
共同生活援助 （グループホーム）	7	11	13	14
共同生活介護 （ケアホーム）				
施設入所支援	4	17	19	22
（旧法施設支援）	23	6	4	0

(5) 相談支援

福祉サービスの利用に関する調整を自分で行うことが困難な障がい者に対して、障害福祉サービスを適切に利用できるよう支援します。

●現状と課題

入所施設や医療機関からの退所・退院時や、単身で自ら適切な福祉サービスの利用が調整できない障がい者に対して、サービス利用の相談、情報提供、斡旋、調整等を行い、地域で安心して日常生活や社会生活が送れるよう、相談支援の充実が求められています。

現在、相談支援を行う体制が整っていないため、利用実績はありませんが、早急に体制の整備を図っていく必要があります。

●目標と取り組み

相談支援事業者と連携を図るとともに、厚岸町障害者自立支援協議会を有効活用し、障がい者の状況に応じた福祉サービスが利用できるよう、相談支援を行える体制づくりに努めます。

(単位：人分)

区 分	平成20年度 (1月実績)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援	0	9	10	11

第4節 地域生活支援事業のサービス種類ごとの見込量

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第77条の規定により、平成18年10月から市町村が実施主体であると位置づけられ法定化された事業です。障がい者が、自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、市町村の実情に応じて必要な事業を実施します。

当町では、必須事業である「相談支援事業」、「コミュニケーション支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター機能強化事業」のほかに、市町村が選択して実施することのできる事業として、「生活サポート事業」、「社会参加促進事業」を実施するとともに、「日中一時支援事業」について平成23年度までの実施に向けて検討を進めます。

(1) 地域生活支援事業の計画達成状況

当町における地域生活支援事業の平成18～20年度の計画量及び平成18・19年度（各年度3月利用分）の実績量は次のとおりです。

地域生活支援事業の計画達成状況（実績量は各年度3月末時点）							
サービス	単位	計画量			実績量		参考見込量 H23年度
		H18年度	H19年度	H20年度	H18年度	H19年度	
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	箇所数	1	1	1	0	1	1
市町村相談支援機能強化事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
コミュニケーション支援事業	実人員	1	1	1	0	0	1
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件数	1	1	1	0	1	5
自立生活支援用具	件数	8	8	8	2	5	20
在宅療養等支援用具	件数	0	0	0	0	0	1
情報・意思疎通支援用具	件数	2	2	2	4	2	7
排泄管理支援用具	件数	25	28	31	222	240	360
住宅改修費	件数	0	0	0	1	1	1
移動支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	実人員	6	7	8	6	9	10
	利用時間	147	171	196	156	168	245
地域活動支援センター事業							
基礎的事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	実人員	10	10	10	6	7	12
機能強化事業	箇所数	0	0	0	0	0	1
日中一時支援事業	箇所数	0	0	0	0	0	1
	実人員	0	0	0	0	0	12

(2) 相談支援事業

相談支援事業は、障がい者やその支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止・早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した生活を営むことができるようにすることを目的に実施します。

また、相談支援事業を効果的に実施するためには、地域全体において障がい者を支えるネットワークの構築が求められることから、「厚岸町障害者自立支援協議会」を活用し、中立・公平な相談支援事業を行うほか、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関や一般企業の連携強化、社会資源の開発等を推進します。

●現状と課題

平成18年10月から指定相談支援事業所である地域生活支援センター・ハート釧路に事業委託し、毎月1回、保健福祉総合センターあみか21に精神保健福祉士等の専門職員による障害者専門相談窓口を開設するほか、巡回相談や必要に応じて自宅訪問を実施して、各種相談に対応しています。相談実績は年々増加しており、今後もより適切な相談支援が行えるよう努めていく必要があります。

平成20年2月には、厚岸町障害者自立支援協議会を立ち上げましたが、現在のところ有効な活用ができていない状況であり、今後の活用方法について、協議会の中で検討していく必要があります。

●目標と取り組み

今後もより適切な相談対応ができるよう、担当職員の研修や関係機関との連絡調整等により、相談支援体制の強化に努めます。

また、厚岸町障害者自立支援協議会を効果的に運用し、地域のネットワークづくりに努めます。

(単位：か所)

事業名	平成20年度 (2月末実績)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業	1	1	1	1
地域自立支援協議会	1	1	1	1
市町村相談支援事業機能強化事業	1	1	1	1

(3) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、障がい者とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者等を派遣することにより、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施します。

●現状と課題

現在、当町には聴覚障がいによる身体障害者手帳交付者が65人いますが、その内手話に適應している人は1人という状況にあります。

町内には派遣可能な手話通訳者がいないことから、社団法人北海道ろうあ連盟に委託し、必要なときに手話通訳者を派遣することのできる体制を確保しています。

しかし、現在まで利用実績がないことから、当事業と手話通訳についての周知を図っていく必要があります。

●目標と取り組み

事業の利用促進と手話通訳への理解を深めるために、広報等によるPR活動を強化します。

(単位：人分)

事業名	平成20年度 (2月末実績)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コミュニケーション支援事業	0	1	1	1

(4) 日常生活用具給付等事業

重度の障がい者等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的に実施します。

●現状と課題

平成20年4月から利用者負担を従前の課税状況等に応じた負担区分から原則1割負担へと改めています。日常生活用具の給付件数は近年増加傾向にあり、増加するニーズに応えられる予算の確保が必要となっています。

また、用具の機能や性能の向上に合わせ、定期的に対象用具の見直しを行うなど、適切な事業の実施に努める必要があります。

●目標と取り組み

制度の更なる周知を図り、用具を必要とする障がい者に対して、その人に合った適切な用具の給付に努めるとともに、新たな用具の追加を行うなど定期的に対象用具の見直しを行います。

また、給付件数の増加に応じて、必要な予算の確保に努めます。

(単位：件)

日常生活用具	平成20年度 (2月末実績)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護・訓練等支援用具	2	5	5	5
自立生活支援用具	5	20	20	20
在宅療養等支援用具	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	1	7	7	7
排泄管理支援用具	283	336	348	360
居宅生活動作補助用具	3	1	1	1
日常生活用具合計	295	370	382	394

(5) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に実施します。

●現状と課題

これまでは、外出支援サービスとして高齢者と併せて、主に医療機関への通院の際の支援を実施してきました。

しかし、通院以外の社会生活上の必要な外出に対する支援も行うために、現状のサービスは継続しつつ、新たな移動支援事業の実施についても引き続き検討していく必要があります。

●目標と取り組み

障がい者の社会参加や余暇活動の支援を行うために、現在行っていない通院以外での移動支援について、実施に向けた検討を進めます。

区 分	平成20年度 (1月末実績)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施見込箇所数(か所)	1	1	1	1
利用見込人数(人分)	6	9	9	10
延べ利用見込時間数 (時間)	119	220	220	245

(6) 地域活動支援センター機能強化事業

地域の実情に応じ、通所による創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的として実施します。創作的活動や生産活動機会の提供を「基礎的事業」として実施します。

●現状と課題

現在、町内には地域活動支援センターが1か所あり、平成21年2月末現在8人が利用していますが、現在はⅣ型のセンターで基礎的事業のみの実施であり、機能強化事業の該当にはならないことから、今後は機能強化事業の該当となるⅢ型以上のセンターを設置し、利用者のニーズに合わせた事業の展開をしていく必要があります。

●目標と取り組み

地域活動支援センターや各関係機関と連携し、多様化する利用者のニーズに対応できる事業の実施に努めます。

区 分	平成20年度 (2月末実績)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
基礎的事業				
実施見込箇所数(か所)	1	1	1	1
利用見込人数(人分)	8	11	11	12
機能強化事業				
実施見込箇所数(か所)	0	0	0	1

(7) その他の事業

① 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援や障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。

●現状と課題

現在、当町にサービス提供事業者はありませんが、今後、ニーズ調査を実施し、そのニーズに合わせて、実施に向けた検討をしていくことが必要と考えられます。

●目標と取り組み

サービスの提供が可能であると考えられる町内外の事業者と連携し、平成23年度までの事業の実施について検討します。

事業名	平成20年度 (2月末実績)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施見込箇所数(か所)	0	0	0	1
利用見込人数(人分)	0	0	0	12

② 生活サポート事業

障害程度区分が非該当となり介護給付費の支給対象とならなかった人に対して、必要に応じてホームヘルパーを派遣し、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障がい者の地域での自立の推進を図ることを目的に実施します。

平成18年度から現在まで障害程度区分が非該当となった人はいないため、当事業の利用実績はありません。

今後、介護給付費の対象外となった人が出てきた場合は、必要に応じて当事業での適切な支援を行います。

(単位：人分)

事業名	平成20年度 (2月末実績)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活サポート事業	0	1	1	1

③ 社会参加促進事業

当町では、障がい者の社会参加を促進するため、社会参加促進事業として次の事業を実施します。

○芸術・文化講座開催等事業

障がい者の芸術・文化活動を振興するため、障がい者の作品展等の発表の場を設けるとともに、障がい者の創作意欲を助長するための環境整備や必要な支援を行います。

当面は、厚岸町障害者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」において、作品・活動の発表の場を設けていきます。

○声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な視覚障がい者に対して、音訳した町の広報誌、町議会だより等を定期的に提供することにより、視覚障がい者の情報支援を行います。

今後も当事業の周知を行い、利用者の拡大に努めます。

(単位：人分)

事業名	平成20年度 (2月末実績)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
声の広報発行事業	6	6	7	8

○自動車改造費助成事業

重度の身体障がい者が所有し、自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部（上限額10万円）を助成することにより、日常生活の利便と生活圏の拡大を図ることを目的に実施しており、平成18年度・平成19年度にそれぞれ1件ずつの助成実績があります。

今後も継続して事業を実施するとともに、広報活動による制度の周知にも努めます。

(単位：人分)

事業名	平成20年度 (2月末実績)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
自動車改造費助成事業	0	1	1	1

第4章 計画の推進体制

(1) 総合的な取り組みの実施

この計画を着実に進めていくために、当町の関係部署をはじめ各関係機関等とともに、計画の進捗状況や推進方策等を確認しながら、総合的な取り組みに努めていきます。

(2) 地域における各種関係団体、民間企業等の連携

障がい者の地域生活への移行や就労支援等を推進していくためには、町だけではなく、町民、各種関係機関・団体、事業者、民間企業等の協力と参加により、地域で一体となって取り組んでいけるよう、町民や各事業者等への情報提供や啓発を行い、計画の推進を図ります。

(3) 国・北海道との連携

計画の推進にあたって、今後、制度の見直し等も重要であるため、国・北海道と連携しながら制度の見直し等の変化を踏まえて施策を展開していくとともに、必要に応じて国・北海道に対して要望を上げていきます。

また、障害福祉サービスに関わる人材の確保、養成等についても北海道と連携しながら推進していきます。

(4) 計画の評価体制

この計画の実施にあたっては、厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会又は厚岸町障害者自立支援協議会を活用し、サービスの見込量が適切であるか、障がい者の地域生活への移行が進んでいるか等の達成状況について点検、評価を行い、その結果を踏まえて推進方策を検討し、計画の方向性を見直しします。

資 料

資料1 厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会名簿

行政機関・団体等	名 称	職名等	委員名
保健医療関係	町立厚岸病院	院長	佐々木 暢彦
	厚岸町医歯会	会長	秋田 聡
福祉団体等関係	厚岸町社会福祉協議会	会長	稲井 正義
	厚岸町民生委員児童委員協議会	会長	澤田 晃
	厚岸町自治会連合会	副会長	久保 博
	厚岸町老人クラブ連合会	監事	高橋 奏
	厚岸町女性団体連絡協議会	会長	柿崎 多佳子
	厚岸町ボランティア連絡協議会	会長	堤 美津子
	北海道難病連厚岸・浜中支部	事務局長	山田 澄子
	厚岸地区連合会	会長	村井 政明
	身体障害者福祉協会厚岸町分会	副会長	早川 君子
	厚岸町手をつなぐ親の会	会長	上月 時夫
	厚岸コミュニケーション障害の会	事務局	室崎 正之
	厚岸町食生活改善協議会	会長	河内 智恵子
	厚岸消費者協会	会長	小野寺 浩江
	せーくらべ	代表	西谷内 純一
町行政関係	厚岸町	副町長	大沼 隆
	厚岸町教育委員会	教育長	富澤 泰

資料2 厚岸町障害者自立支援協議会委員名簿

行政機関・団体等	名 称	職名等	委員名
相談支援事業者	地域生活支援センター・ハート釧路	精神保健福祉士	早川 博司
	釧路圏域障がい者総合相談支援センター くしろコミュニティサロンいんくる	センター長	波多野 耕
障害福祉サービス事業者	厚岸町社会福祉協議会	課長補佐	小池 文一郎
	特定非営利活動法人のんき村	代表理事	小野寺 敏雄
	厚岸町子ども発達支援センター	所長	田中 裕樹
保健・医療・福祉関係機関	企業組合エーエスユー	代表	三浦 仁
	町立厚岸病院	事務長	斉藤 健一
	厚岸町民生委員児童委員協議会 (老人・障害者福祉部会)	部会長	斉藤 利男
	厚岸町地域包括支援センター	社会福祉士	後藤 孝太
	厚岸町保健介護課	課長	久保 一将
	厚岸町福祉課	課長	土肥 正彦
教育関係機関	厚岸町教育委員会	指導室長	辻川 尚志
商工業関係機関	厚岸町商工会	事務局長	廣田 明男
関係行政機関	厚岸町まちづくり推進課	課長	田辺 正保

※現在の委員の任期は、平成21年3月31日までです。

資料3 厚岸町障がい福祉計画策定の取り組み経過について

開催日等	内 容
平成21年2月21日	平成20年度第1回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会開催
平成21年2月27日 ～3月13日	厚岸町障がい福祉計画【第2期】（素案）の一般公開 パブリックコメントによる住民、関係団体等からの意見・ 提案の募集
平成21年3月4日	平成20年度第1回厚岸町障害者自立支援協議会開催
平成21年3月21日	平成20年度第2回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会開催
平成21年3月27日	平成20年度第3回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会開催
平成21年3月30日	厚岸町政策会議開催

資料4 住民、関係団体等からの主な意見・提案

提出された意見・提案の主な内容とその対応

●自立訓練（生活訓練）について

○主な内容

のんき村では、新しい施設が3月に完成することに伴い、4月から多機能型事業所として、就労継続B型（定員10名）に加えて、自立訓練（生活訓練）（定員6名）を開所することになりました。平成21年度の利用者は4名を予定しています。

○対応（素案からの修正点）

町内に新しい事業者が指定されることに伴い、計画内の自立訓練（生活訓練）の項目について、目標値を改めるとともに、文言の整理を行いました。

●グループホーム・ケアホームの運営について

○主な内容

グループホーム・ケアホームの運営は、ハードも問題が多いのですがソフトが単独で運営することが困難な報酬単価であることから、単に事業者の確保に努めるというだけではなく、「報酬単価の改善を国に求めながら」といった国に対する要求も加えてはどうでしょうか。

○対応（素案からの修正点）

国・北海道への必要な要望を上げるということで、第4章計画の推進体制の中に、文言を追加しました。

●成年後見制度の記載について

○主な内容

用語の解説では記載されているが、計画内で成年後見制度についての記載が見られないが。

○対応（素案からの修正点）

用語の解説の削除漏れであったため、用語の解説から削除しました。

●障がい専門官の創設について

○主な内容

現在、障がい者の各ステージにおいて、行政の”課”が分断し、情報も拡散しているのが現況であり、福祉課、教育委員会等を縦断し、情報を一元化できる障がい分野の専門官（またはコーディネーター）の創設が急務だと思われます。

人事異動等で専門部局にいる人材が異動することは、コミュニケーションなどの問題から障がい分野には本来あってはならないことだと思います。相談事業者ではなく、行政内に障がい分野の一生涯の情報を一元化できる専門官が必要だと思います。

個人情報については、本人又は代理人から委任状をとり、情報漏洩に配慮すれば事足りるのではと思います。個人的に無理であればそれ以上掘り下げる必要性もなく、サービスを必要としている人は自ら情報を開示するのではないかと考えています。

福祉部局にいる保健師又は社会福祉士がこの役割を十分果たせるのではないかと考えています。

○対応

内容的には、障がい者の基本的な施策を示す「厚岸町障がい者福祉計画」の中に記載することが適切な内容であると考えますので、今後、行政内での検討を行っていきたいと考えています。

●子ども発達支援センターの送迎サービスについて

○主な内容

町内認可保育所では、「保護者の送迎が基本」として保護者が希望しても保育所から児童デイサービスへの送迎利用ができない現状です。仕事を持つ保護者の児童でも、児童デイサービスを利用しやすくなるとよいと思います。

○対応

各保育所での対応状況を踏まえ、実施可能かどうか計画内に記載するのではなく、早急に関係部署と協議していきたいと考えています。

資料5 用語の解説

《 あ行 》

- ・アスペルガー症候群
広汎性発達障がいのうち、言葉の遅れがなく、対人関係以外の困難が目立たないもの。
- ・一般就労
労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労のこと。
- ・NPO法人（特定非営利活動法人）
ボランティア活動等に代表される営利を目的としない各種の公益活動や市民的活動を行う組織・団体のこと。平成10年12月に施行された「特定非営利活動促進法」に基づく法人を特定非営利活動法人といいます。

《 か行 》

- ・学習障がい（LD）
基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態のこと。
- ・広汎性発達障がい
自閉症、アスペルガー症候群等の自閉症に近い特徴を持つ発達障がいの総称。対人関係の障がい（場面に応じた適切な行動がとれない）、言葉等のコミュニケーションの障がい、こだわり又は想像力の障がい等の特徴があります。

《 さ行 》

- ・自閉症
主に、人間関係を作れない、言語で伝達することができない、同一性を保持したがる、対人関係を嫌う等といった症状のある症状群のこと。発達障がい的一种と考えられています。
- ・障がい
障がい者福祉において、狭い意味では、身体又は精神の機能の低下・異常・喪失あるいは身体の一部の欠損等、心身の機能レベルの概念のこと。広い意味では、機能障がい、能力障がい、社会的不利のこと。
- ・障害者自立支援法
平成17年11月に成立し、平成18年4月に一部施行、平成18年10月から完全施行された同法は、それまでの支援費制度の自己決定・自己選択の理念を継承しつつ、障が

い種別に関わらない利用者本位のサービス体系への再編、支給決定の仕組みの透明化・明確化、障がい者が意欲と能力の応じて働くことができるよう抜本的な就労支援の強化、サービス量の拡大に対応するため、障がい者も含めてみんなで制度を支え合う費用負担の仕組み等、障がい者が地域で安心して暮らせるようにするための総合的な自立支援システムを新たに構築することを目的としています。

- ・身体障害者手帳

都道府県知事が審査に基づき発行するもので、障がいの程度に応じて1級から6級までに分けられます。(1級が最も重度。)身体障害者福祉法上では、身体障害者手帳の交付を受けた者を「身体障害者」といいます。

- ・精神障害者保健福祉手帳

都道府県知事が審査に基づき発行するもので、障がいの程度に応じて1級から3級までに分けられます。(1級が最も重度)他の障がい者手帳と異なり有効期間があり、2年毎に認定を行う必要があります。

《 た 行 》

- ・注意欠陥多動性障がい (ADHD)

忘れっぽく、落ち着きがない、なかなか集中できない、興奮しやすく、怒りっぽいといった行動が人並みはずれて激しく起こり、社会(学校、家庭)生活が適応しきれない状態のこと。

《 な 行 》

- ・ニーズ

要求、要望のこと。

- ・日常生活用具

①の要件を全て満たすものであって、②に掲げる用具の用途及び形状のいずれかに該当するもの。

- ① 用具の要件

- (1) 障がい者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの

- (2) 障がい者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの

- (3) 用具の製作、改良又は開発にあたって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

- ② 用具の用途及び形状

- (1) 介護・訓練支援用具

- 特殊寝台や特殊マット等の障がい者等の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいす等

- (2) 自立生活支援用具

- 入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具

- (3) 在宅療養等支援用具
電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障がい者等の在宅療養等を支援する用具
- (4) 情報・意思疎通支援用具
点字器や人工喉頭等の障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
- (5) 排泄管理支援用具
ストマ用装具等の障がい者等の排泄管理を支援する衛生用品
- (6) 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

・ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそが普通の社会であるという考え方のこと。

《 は 行 》

・ボランティア

一般的には、報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力等を他人や社会のために提供すること。

《 ら 行 》

・療育手帳

都道府県知事が審査に基づき発行するもので、障がいの程度が最重度、重度の場合は「A」、中度、軽度の場合は「B」となります。

厚岸町障がい福祉計画【第2期】

平成21年3月策定

発行／厚岸町

編集／福祉課

〒088-1119

北海道厚岸郡厚岸町住の江1丁目2番地

厚岸町保健福祉総合センターあみか21

TEL：0153-53-3333

FAX：0153-53-3077